

2012年5月22日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・大証・名証第一部

**野村ホールディングス、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債の売出しを発表**

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:渡部賢一)は、同社のグループ会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイによる、同社保証の2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債の国内売出しの条件を以下のとおり決定したと発表した。

＜野村ホールディングス株式会社保証

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債
償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)の概要＞

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 売 出 価 格 の 総 額 | 2億6,600万円 |
| 2. 売 出 価 格 | 額面金額に対して100.00% |
| 3. 申 込 単 位 | 額面金額100万円 |
| 4. 申 込 期 間 | 2012年5月23日から5月29日まで |
| 5. 国 内 受 渡 期 日 | 2012年5月30日 |
| 6. 償 還 対 象 証 券 | 株式会社小松製作所(証券コード:6301)の普通株式 |
| 7. 利 払 日 | 毎年5月26日および11月26日 |
| 8. 利 率 | 年率0.50% |
| 9. 償 還 期 限 | 2017年5月26日 |

この文書は野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社保証の社債の売出しであり、本社債については、米国における募集または販売は行われません。

10. 償 還 金 額 満期償還額:
- (i) (a)参照期間中のいかなる取引所営業日においても、参照価格がノックイン価格を上回っており、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合:額面金額100万円につき、100万円
- (ii) (a)参照期間中のある取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であるかまたは(b)判定価格が基礎価格以上であると計算代理人が判断した場合:償還対象証券償還額(注)
ノックイン価格=基礎価格×65%
11. 担 保・保 証 の 有 無 本社債の元利金その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。
12. 取 得 格 付 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む)はない。
- (注) 償還対象証券償還額とは、株式会社小松製作所の普通株式の一定の株式数および残余現金額(発生した場合)をいう。

<野村ホールディングス株式会社保証

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債
償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)の概要>

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 1. 売 出 価 格 の 総 額 | 5,700万円 |
| 2. 売 出 価 格 | 額面金額に対して100.00% |
| 3. 申 込 単 位 | 額面金額100万円 |
| 4. 申 込 期 間 | 2012年5月23日から5月29日まで |
| 5. 国 内 受 渡 期 日 | 2012年5月30日 |
| 6. 償 還 対 象 証 券 | 東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)の普通株式 |
| 7. 利 払 日 | 毎年5月26日および11月26日 |
| 8. 利 率 | 年率0.68% |
| 9. 償 還 期 限 | 2017年5月26日 |

この文書は、野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社保証の社債の売出しであり、本社債については、米国における募集または販売は行われません。

10. 償 還 金 額 満期償還額:
- (i) (a)参照期間中のいかなる取引所営業日においても、参照価格がノックイン価格を上回っており、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合:額面金額100万円につき100万円
 - (ii) (a)参照期間中のある取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であるかまたは(b)判定価格が基礎価格以上であると計算代理人が判断した場合:償還対象証券償還額(注)
ノックイン価格=基礎価格×60%
11. 担 保 ・ 保 証 の 有 無 本社債の元利金その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。
12. 取 得 格 付 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む)はない。
- (注) 償還対象証券償還額とは、東京海上ホールディングス株式会社の普通株式の一定の株式数および残余現金額(発生した場合)をいう。

以上

この文書は、野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社保証の社債の売出しであり、本社債については、米国における募集または販売は行われません。